

平成 29 年 第 11 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 29 年 11 月 15 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 16 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 13 名
4. 欠席委員数 2 名

会長	15 番	後藤 敏生	出					
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那靜清 出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子 欠
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善 出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生 出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	欠		

5. 議事録署名委員の指名

11 番 神志那 靜清 13 番 神田 隆善

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史 主幹兼係長 藤田 鉄也
係 員 佐藤 和代 藤田 美智

7. 議事日程

- (1) 議案第 75 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 77 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 79 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 80 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (7) 議案第 81 号 空き家に付随した農地の指定について
- (8) 議案第 82 号 平成 30 年度豊後大野市農政施策に関する意見・要望について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 13 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの方針を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。めっきり日差しの方も短くなりまして、朝晩、日中もですが冷気を感じるような頃となりました。本日、農業委員及び農地利用最適化推進委員のみなさま方には、それでお忙しい中にご出席をいただきまして、誠にお礼を申し上げます。

さて、稲刈りの方も随分と日にちがかかったような気がしますが、もうほとんどの方が終わられたかなと。稲に限らず収穫の方がみなさん随分と遅れたと言われております、近ごろの日が続いた中に終わられたのかなと。本当に今年は全体的に収穫など苦労されたと思います。また九州北部豪雨から4ヶ月が経過しましたが、未だに苦境の中にあると言われています。日田の会長にお話を聞きますと意向調査の中で、生活再建と農業再建と両方を考えたなかで農業を辞めていこうかという方が2割くらいいる。これも早めの対策が必要かと思われます。

また、先日の11月1日に佐伯市で行われた地区別セミナーには多くの参加をいたしましたことに重ねてお礼を申し上げます。12月にふるさとまつりがありまして、前から準備等していただいた方々、そして当日ポン菓子の無料配付をしていただいた方々。多くの方々に配付できること、盛大にできましたことをご加勢いただいた方に重ねてお礼を申し上げます。

また、30年度の米の見直しについても、随分前から言われています、水田の畑地化。これを進めていこうと言う話ですが、水田に再利用できない畑地化にあっていかなければならないとのことで。そして、ちょうど農林水産省の概算要求の時期になっていまして反当10万5千円。これは都道府県に対しての交付ということで、今からあがってくるのはと言われています。本日も多くの案件があがっています、皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、举手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成29年第11回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時3分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

11番 神志那静清 委員、13番 神田隆善 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告がありますが、平成29年第10回定例総会から本日の平成29年第11回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた 5 点について、会長報告として 3 ページ以降にまとめていきますので、ご報告いたします。(資料 1 を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、役員会から報告があります。

それでは、14 番の安藤哲生副会長に報告をお願いします。

14 番委員 副会長の安藤哲生です。11 月 1 日に行いました役員会の結果について 4 点報告いたします。まず 1 点目ですが、「平成 30 年度豊後大野市農政施策に関する意見・要望」についてです。10 月 23 日の農政委員会で取りまとめた内容を項目ごとに協議を行った結果、内容的に委員皆様方から提出いただいた意見・要望や 9 月に開催された「明日の農政を考える集い」で代表者から出された意見・要望が適正に反映された要望書となっており、本日の定例総会でご審議を頂きたいと思います。

続いて 2 点目ですが、農地中間管理事業及び人・農地プラン事業についてです。

まず農地中間管理事業については、地区審査会時に説明会を実施しており、すでに三重町・清川町・犬飼町で終了しています。残りの 4 町につきましても今後、実施していくままで、ご理解をお願いします。また人・農地プラン事業については、本日定例総会終了後、研修会で説明がありますので、ご協力お願いします。

続いて 3 点目ですが、農業委員・農地利用最適化推進委員の県外研修についてです。時期は来年 1 月、場所は宮崎県を予定しています。よろしくお願いします。

最後に、4 点目ですが、人権研修を 12 月の定例総会終了後、実施します。あわせて、当日忘年会を午後 6 時より三重町のホテルますの井で開催しますので、皆さんご出席お願いします。以上報告します。

議長 続きまして、委員報告ですが、まず当農業委員会から「人・農地プラン策定検討会」委員に選任されています 34 番河野広一委員さんから報告があるようでございます。河野委員さんよろしくお願ひいたします。

34 番委員 34 番の河野広一です。10 月 26 日午後 2 時から市役所において開かれました平成 29 年度第 1 回人・農地プラン策定検討会に私と 12 番工藤妙子委員が出席しましたので報告します。会議では、最初に、担当者から経過報告や今後の推進方針の説明が行われ、平成 28 年度までに取組を行った集落数は、本市のセンサスによる集落数 323 集落のうち 106 集落、プラン数が 51 と報告がありました。

続いて協議事項では、平成 29 年度の人・農地プラン原案の内容検討を行い、清川町の宮津留地区、緒方町の草深野地区、大野町の大野原地区合わせて 3 地区のプランの内容を検討した結果、適正な内容となっていました。以上報告を終わります。

議長 続いて、報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。「報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号 1 番について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません] の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

まず、議案第 75 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 75 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成 29 年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。
(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の案件を 8 番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。11 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。当該地について、申請者は 3 条取得し耕作を試みたが、長年耕作放棄されていた土地であり、耕作再開が困難であった。そこで今後は太陽光発電施設用地として有効活用したいので除外をお願いしたいということで申請を行ったそうです。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地のその他の農地となります。許可基準は、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当し、農地転用の許可の要否は、第 5 条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるということであります。

次に番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。当該地は平成 24 年 3 月頃に杉及びヒノキの植林を行い、現在は杉及びヒノキの合計 36 本が生育している。今後、さらに杉苗 40 本を植林し山林として管理していきたいので除外をお願いしたい。ということで申請を行ったそうです。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地のその他の農地となります。許可基準は、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当し、農地転用の許可の要否は、第 4 条申請が必要となります。地区審査会の意見としま

しては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるということあります。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第75号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。
議案第75号の番号1番及び番号2番の2案件については、意見を求められております。
審査報告は、番号1番及び番号2番の2案件につきましては、転用は可能である。とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 举手全員により、議案第75号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号1番及び番号2番の2案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、議案第76号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第77号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の高知穂です。別冊議案第76号をお開きください。議案第76号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成29年11月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成29年11月16日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。別冊議案第77号をお開きください。議案第77号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成29年11月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。

（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第76号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案

第 76 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 76 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 77 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 77 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 77 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 27 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 28 分)

議長 次に議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 まずは、議案の修正をお願いします。議案書の 2 ページをお開きください。番号 3 番の案件の権利の種類ですが、所有権を消して、貸借権、設定の後に賃貸借と記入をお願いします。大変申し訳ございませんでした。それでは説明します。
「議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 5 番について朗読)

議長 ここで、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の案件を 28 番 甲斐文義 委員にお願いいたします。

28 番委員 緒方の甲斐文義です。

11 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから、譲受人 ●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、主に飲食店を経営しています。譲渡人とは親戚関係にあり、

10 年前まで申請地を利用権設定で借り受け、耕作していましたが、利用権設定期間満了後は管理のみ行っていました。譲渡人は相続により申請地を得たものの、市外在住で農業経験がなく管理に困ったため、これまで管理していた譲受人に相談をしたところ、売買の話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 50 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に、番号 2 番の案件を 32 番 羽田野幸光 委員にお願いいたします

32 番委員

朝地の羽田野幸光です。11 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲受人の父と譲渡人は 25 年前に譲受人の父所有であった、宅地と申請地の交換の話が出来ており、これまで譲受人が申請地の管理・耕作を続けていました。今回、土地の整理をしている際に申請地について農地法の許可を得ていない事が分かり、あらためて売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、135 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に、番号 3 番及び 4 番の 2 案件を 36 番 羽田野幸光 委員にお願いいたします。

36 番委員

大野の羽田野成実です。11 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人の父と、譲受人の義父は 50 年前に当該申請地の売買で話しがまとまっており、これまで譲受人の義父を中心に申請地の管理をしてきました。今回、当該申請地について農地法の許可を得ていないことが分かり、あらためて譲渡人と譲受人の間で贈与の話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 112 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号 4 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●さんへの貸借権の設定についてであります。貸人は 9 年ほど前に病気となり、後継者もなく農地の管理が困難であったため、耕作を放棄している状態でした。また借人は竹田市で 20 年ほどの農業経験があり、農業経営規模拡大のため、水利のある畑を大野町で探していたところ、申請地の賃貸借で双方の話がまとまり申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、354 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に、番号 5 番の案件を 42 番 脊冠道徳 委員にお願いいたします。

42 番委員

千歳の脊冠道徳です。11 月 6 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへ

の売買による所有権移転であります。譲渡人は農業をしておらず、後継者もいないことから農地の整理を検討し、農地の管理をお願いしていた譲受人に相談をしました。譲受人も自己所有農地に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり今回申請するものです。

なお、譲受人の世帯は、主に父が耕作を行っていますが、将来は譲受人が農業後継者となる計画です。譲受人の権利取得後の経営面積は、287 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。地区審査会の意見としましては、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 78 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 78 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 78 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 78 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 続いて、議案第 79 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 79 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。11 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、申請人 ●●●●さん、●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、自身の親が居住していた下自在 122 番 6 (宅地: 135 m²) が現在空き家となり、管理をしています。先月、空き家の借り手が見つかったものの駐車スペースが不足しており、近くにある申請地を駐車場として申請地を貸してもらえないかと打診を受けました。申請者も市外在住で、所有農地は申請地のみで管理に困っています。

たことから、駐車場 2 台分を整備し無償で貸すことで話がまとまり、今回申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) の工の (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 71 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 79 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものではないとの報告であります。

これから採決します。議案第 79 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 79 号農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 80 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 80 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 5 番について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番の案件を 11 番 神志那靜清 委員にお願いいたします。

11 番委員 三重の神志那靜清です。11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、主に建設業を経営していますが、再生エネルギー全量買取制度を利用した売電事業も行っており、年間を通して日照条件が良い事業候補地を、豊後大野市内で探していました。平成 26 年 9 月に申請地と隣接する芦刈字重田 3745 番（山林 : 4,027 m²）を所有する譲渡人と協議が整い太陽光発電施設として造成した際、事業用地のみでは收まらず、申請地以外の他の隣接地を検討しましたが、地権者の同意が得られず断念し、やむ

を得ず、譲渡人に相談したところ、同意が得られたため、申請地を転用しました。今回、是正のため、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(l)の力の(i)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 緒方の麻生祐三子です。11月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてあります。譲受人は、現在緒方町内で養鶏業を営んでおり、後継者と一緒に養鶏の経営規模拡大を目指しています。今回、個人で新たな飼育法を行う計画で、鶏舎建設及び農機具や出荷用トラック等の駐車スペースも併せて確保できる事業用地を探していました。既存の養鶏場で行っている微生物農法の菌とは別の菌で試験するため、自宅付近で適当な土地を探していたところ、市道にも隣接し利便性の良い申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も高齢で後継者もいなく申請地の管理が困難となっていたことから売買での話がまとまり、農振用途変更後に申請を行つたものです。審査の結果、許可基準の農地区分農用地 区域内 農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなくのアの(i)のb 農用地利用計画によつて指定された用途に供するために行われるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番から番号5番のまで3案件を9番 衛藤英教 委員にお願いいたします。

9番委員 大野の衛藤英教です。11月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番および4番の案件については関連がありますので、一括して報告します。申請内容は譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてあります。3番及び4番案件の申請地につきましては、譲受人と譲渡人の父との間で50年前より譲り受けた話がまとまっており、これまで譲受人が管理をしてきました。3番案件につきましては、譲受人は倉庫が必要となった事から、申請地にほど近い自宅敷地での建築を検討しましたが、急傾斜地で狭く、十分な敷地面積がとれないこともあったため、昭和60年9月頃より申請地を倉庫及び庭用地として整備をしました。4番案件につきましては、昭和57年12月頃に申請地に隣接する544番1に住宅を建築する際、申請地を進入路用地として整備をし、その翌年、昭和58年2月に自宅を増築した際に建物が申請地の一部にかかり、今まで進入路及び宅地の一部として利用していました。2案件ともに、今回土地の整地をする際に、無断転用であることが分かり、是正のため申請を行つたものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、要件に該当するものはなく、第2の1の(l)の力の(i)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、2案件ともに、問題ないと認められました。

次に番号5番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●●株式会社 代表取締役●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件につい

てであります。譲受人は申請地の上にある山林に太陽光施設の設置を計画し、そこまでの進入路が必要となるため、進入路用地を探していました。農地以外で適当な土地を探しましたが、造成費用の問題等で断念していたところ、譲渡人と協議をし、平成 29 年 6 月に申請地を道路用地として整備しました。今回、農地法の許可が必要な事が分かり、是正のために申請をしたものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 80 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 80 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 80 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 80 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 5 番の 5 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 81 号空き家に付随した農地の指定について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 81 号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号 1 番を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付隨した農地の指定について審議するものです。

それでは、議案第 81 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 81 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長　　挙手全員により、議案第 81 号 空き家に付随した農地の指定については、原案のとおり決定されました。

議長　　次に、「議案第 82 号 平成 30 年度豊後大野市農政施策に関する意見・要望について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局　　それでは、事務局の方から説明します。本日お配りしました資料 2 と事前に配付しています、平成 30 年度豊後大野市農政施策に関する要望書をお出しください。

まずは、平成 30 年度市農政施策に関する意見・要望書の作成にあたっての要点について説明します。(資料 2 を読み上げて説明)

続きまして、別冊議案第 82 号をお開きください。平成 30 年度豊後大野市農政施策に関する意見・要望について。農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づき、別紙のとおり、平成 30 年度豊後大野市農政施策に関する意見・要望を行うことについて、農業委員会の決定を求める。平成 29 年 11 月 15 日提出 豊後大野市農業委員会 会長 後藤敏生(議案書に基づいて平成 30 年度豊後大野市農業施策に関する要望書を朗読)以上です。

議長　　事務局の説明が終わりました。

事務局から説明がありましたように、市への要望につきましては、6 月に委員皆さんからご提出をいただきました意見や要望、さらには、「平成 29 年度明日の農政を考える集い」での意見や要望などについて、農政委員会、さらには役員会等で慎重に協議を重ね、とりまとめを行ってまいりました。要望の内容につきましては、事前に配付いたしておりますので、ご覧いただいていると思います。早速、議案第 82 号について、質疑を許可します。

委員　　[ありません] の声

議長　　質疑はありませんか。あの、この議案につきましては、農業委員だけでなく農地利用最適化推進委員さんも意見等を出して要望書を作成していますので、この部分につきましては推進委員さんからも何か意見があればお願ひします。

4 番委員　4 番の清田でございます。小さなことですが訂正が 1ヶ所あります。1 ページ目のはじめにの部分で中ほどの「明日の農政を考えると集い」とあり「と」が不要です。事務局はよろしくお願ひします。

議長　　それでは、事務局は修正をよろしくお願ひします。

他に意見は無いようですので、質疑を打ち切ります。要望につきましては、当農業委員会の総意の下で、市長に対し、意見や要望などを具申することから、これまでその内容を農業委員会全体で賛同し、承認することとされております。したがいまして、今回も全員のご賛同でご承認いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

30 番推進委員　　はい、30 番朝地の志賀と申します。あの要望書の中味でよろしいでしょうか。ご質問してよろしいでしょうか。

議長　　はい、どうぞ。

30番推進委員 畜産振興対策で水田放牧ということで、非常に適していると考えられますが、一点ですね、お聞きしたいんですが、水田を活用して放牧というのは、従来前にやられた経緯があるんですが、中山間の直接支払事業との絡みで、ですね、水田を利用してということになりますと、水田というのは水を溜めるということで、畔がなくちゃいかんと聞いたことがあるんですが、牛を放牧すると当然畔が無くなりますが、そこらへんは水田として、直接支払事業の対象として適当かどうか。それは認められているのかどうか、そこだけ一点、ご教授願いたいと思います。

議長 はい、では事務局お願ひします。

事務局 はい、お答えします。これは明日の農政を考える集いの中で、こういう意見が出されたわけですが、その際に農業振興課の職員も同席していましたし、畜産担当者も同席していましたが、そうした中で出された意見をまとめていますので問題がないものとして処理しました。大丈夫だと思いますが、再度、確認を取りますが、こういった方向でまとめさせていただきたいと思います。

30番推進委員 ぜひ、まあ、そういうふうな取り組みをですね、していただきたいと思います。ただ、あの昔ですね、そういう経過が実はあったんです。あの、もう20年くらい前にですかね、そういうことを計画検討したなかで、水田、繰り返しますが水田は畔があって、いつでもやめた時に水張の状態になるようなものと、基本的な水田ですから、水が溜まると、いつでも溜められると。それがですね水田放牧により畔が無くなってしま地化すると、これが水田としての事業に取り組めるのかどうか。これが畠地として事業の補助金が下がると、そこらへんが問題なければいいんですが。まあそこらへん、そういう事業は進めて欲しいんですが、再度、農業振興課と打合せをしていただきたい。過去にそういうことがあったということを申し上げておきたいと思います。

議長 はい、その部分については、農業振興課と再度協議をしておきます。分かりました。

それでは、質疑につきましては打ち切りましたので、皆様方につきましては、慎重審議をありがとうございました。「議案第82号 平成30年度豊後大野市農政施策に関する要望について」は、全員の賛同の下、原案のとおり承認されました。

なお、本日ご承認いただいた要望内容の趣旨や方向性は変えず、表現や字句などを再度チェックし、最終案をとりまとめたいと考えています。

12月20日に役員会のメンバーで、市長に対し、平成30年度豊後大野市農政施策に関する要望書を提出したいと考えております。ありがとうございました。

議長 これをもちまして、平成29年第11回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後3時16分)

議事録署名委員 11番委員

神志那 静清

13番委員

神田 浩美